

消防防災事業の取扱いについて

消防防災事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年2月26日提出

大野郡5町2村合併協議会

会長 芦刈幸雄

消防防災事業の取扱いについて

〔消防事業の取扱い〕

消防団は、合併時に統合する。

消防団の定数は、合併時は5町2村の定数の合計とし、消防団員は、原則として新市に引き継ぐ。ただし、団員資格の年齢要件については、18歳以上の者とする。

組織については、合併時は現行の消防団を支団（仮称）とする連合消防団制とし、団長1人、支団長7人、副支団長7人を置く。支団の名称については、合併までに調整する。

新市の消防団の定数及び組織については、速やかに消防計画を策定し調整する。

出動体制については、合併までに組織に合わせて調整する。

現有の消防施設及び資機材については、新市に引き継ぐ。

年間行事については、新市において調整する。

消防相互応援協定については、新市において調整する。

消防団員の報酬及び費用弁償については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに統一する。

その他、軽微な事項については、合併までに調整する。

〔防災事業の取扱い〕

防災会議及び水防会議については、合併時に新たに設置し、新市において速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。

災害予防及び災害時対策は、合併までに調整し体制を確立する。

〔防災行政無線等の取扱い〕

現行の防災行政無線については、新市に引き継ぎ、住民生活に支障がないよう調整する。

未整備地域の防災行政無線設置については、新市において調整する。

緒方町のオフトーク通信、大野町のCATVにかかる音声告知システムについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年3月11日確認

大野郡5町2村合併協議会